

一般社団法人愛媛県言語聴覚士会 規定

賛助会規定

<賛助会員>

第1条

一般社団法人愛媛県言語聴覚士会定款第2章第7条の2に従い、本会の目的に賛同し、これを援助しようとする個人または法人は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経て、本会の賛助会員となることができる。

<賛助会の会費>

第2条

1 賛助会員の会費を次のとおりにする。

年額 一口 10,000円とし一口以上とする。

2 会費の納入は原則として、当該年度の六月末日までとする。

<賛助会員の特典>

第3条

賛助会員である法人は、次の特典を受けることができる。

1 本会が主催する学会、研究会などで展示設備のある場合には、一コマを無償で利用することができる。但し、設営に関わる実費は、当該賛助会員の負担とする。

2 本会が発行する会員名簿に、名称、所在地、電話番号を無料で掲載することができる。

3 本会が発行する機関誌・紙に広告を掲載する場合には、掲載料金につき五割引の特典を受ける。

4 言語療法に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等を行う場合には、本会から指導、助言を受けることができる。

<規定の変更>

第4条

この規定の変更は、理事会の決議によらなければならない。

慶忌金交付規定

会員の届けにより交付する。

(1) 受賞等その他理事会において必要と認められた場合 規定なし

(2) 死亡 本人及び配偶者 5,000円

附則1 この規定は、令和2年4月1日から施行する。